

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和3年12月16日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100087号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2100004号

## 第1 結論

昭和56年4月から昭和61年6月までの請求期間、同年10月から平成元年3月までの請求期間及び平成2年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年4月から昭和61年6月まで  
② 昭和61年10月から平成元年3月まで  
③ 平成2年1月から同年3月まで

私は、請求期間①、②及び③の保険料について、自宅に集金に来ていたA市(現在は、B市)の役所職員に現金で納付していたと記憶しているので、請求期間①、②及び③の保険料が未納となっているのは納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③の保険料について、自宅に集金に来ていたA市の役所職員に現金で納付していたことを主張しているが、B市は、請求期間①、②及び③当時、A市においては保険料の納付は納付書納付を基本としており、職員による戸別訪問での収納業務は行っていなかった旨回答している。

また、請求者は、請求期間①、②及び③を含む昭和56年度から平成元年度までは自宅に集金に来ていたA市の役所職員に保険料を納付していた旨陳述しているが、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間①の直後である昭和61年7月から同年9月までの保険料は過年度納付されていることが確認できるところ、B市は、請求期間①、②及び③当時、A市においては現年度分の保険料のみ収納していた旨回答している。

これらのことから、請求者が請求期間①、②及び③の保険料をA市の役所職員に現金で納付したとは考え難い。

また、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間①、②及び③の保険料は未納と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、請求者は、自身の保険料を納付する時に請求者の夫も自身の保険料を納付していた旨陳述しているところ、請求者の夫も請求者と一緒に保険料を納付した旨陳述しているが、請求者の夫に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、夫の保険料は、請求期間①のうち昭和59年4月から昭和61年6月までの期間並びに請求期間②及び③は未納となっている上、オンライン記録と一致していることが確認できる。

一方、請求期間①、②及び③当時、国民年金に加入した場合は、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、年金事務所が保管する国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(\*)は、請求者が婚姻後に20歳到達を契機として請求期間①より前の昭和55年3月7日に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間①、②及び③に係る請求者の年金記録が当該国民年金手帳記号番号で管理されていたことが確認できる。

また、請求者に係る戸籍の附票及び改製原附票によると、請求者は昭和53年4月\*日に婚姻してから現在まで住所の異動がない上、年金情報総合管理・照会システムによる請求者の氏名及び旧姓でのC県内に払い出された国民年金手帳記号番号の検索並びにオンラインシステムによる請求者の氏名、旧姓及び類似の氏名での検索を行ったものの、当該国民年金手帳記号番号のほかに請求者の国民年金手帳記号番号は見当たらない。

これらのことから、当該国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたものと認めることはできない。